札幌市個人情報保護条例(平成16年条例第35号)新旧対照表 平成21年4月1日施行

改 正 前	改 正 後	備考
第1条~第47条 (省略)	第1条~第47条 (改正前のとおり)	
(他の法令との調整等)	(他の法令との調整等)	
第48条 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は適用し	第48条 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は適用し	統計法の全部改正
ない。	ない。	及び統計報告調整
(1) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計	(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基	法の廃止に伴う規
に係る個人情報	幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査	定整備
	票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。)	
	<u>に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個</u>	
	<u>人情報</u>	
(2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計	(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統	
調査に係る個人情報	計調査に係る <u>調査票情報に含まれる</u> 個人情報	
(3) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総	(削る。)	
務大臣の承認を受けた統計報告(専ら統計を作成するために用い		
られる事項に係る部分に限る。) に係る個人情報		
2~6 (省略)	2~6 (改正前のとおり)	
(以下省略)	(以下改正前のとおり)	